

令和元年第4回青森市議会定例会提出

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
6	R1.11.29	学校給食に関する請願 (その1)	青森市橋本1丁目2—25 学校給食の無料化をめざす青森市民 の会 和 田 力	神山 昌則 藤原 浩平	文教経済 (常)
7	R1.11.29	学校給食に関する請願 (その2)	青森市橋本1丁目2—25 学校給食の無料化をめざす青森市民 の会 和 田 力	神山 昌則 藤原 浩平	文教経済 (常)
8	R1.11.29	大野南地区のまちづくり推進 に関する請願	青森市大野字山下53—14 大野南地区まちづくり推進協議会 会長(大野町会長) 柴田 義則	山本 治男 奈良 祥孝 赤木 長義	都市建設 (常)

学校給食に関する請願（その 1）

令和元年 11 月 29 日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市橋本 1 丁目 2—25

学校給食の無料化をめざす青森市民の会
和 田 力

紹介議員 神 山 昌 則
藤 原 浩 平

（請願の趣旨）

学校給食は、戦後まもなく子どもの栄養状態の改善を目的に始められ、今日では「食育」として人間の生活の基本である食事・食文化を伝える教育の柱の一つとなっている。

憲法第 26 条は「義務教育は、これを無償とする」と明記している。この憲法の本質に立てば、教育の一環である学校給食も、教科書が無償であるのと同じように無料にすることが求められている。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設設備経費と運営経費などは設置者（公立は地方自治体、私立は学校運営者）が負担し、それ以外の経費を学校給食費として保護者が負担することと定められており、青森市は材料費を保護者負担としている。

しかし、文部科学省は、自治体の予算による補助で「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示している。既に青森県内でも 7 自治体が学校給食費の完全無料化、7 自治体が一部無料化を実現している。東青地域内でも今年度から今別町が無料化を実現し、外ヶ浜町では半額、平内町・蓬田村でも一部補助を実施している。青森市と同じ中核市の兵庫県明石市でも、来年 4 月から中学校の給食無料化が実施される。

また、子育て世代の「理想の子どもの数」より「実際生み育てる子どもの数」が少ないことの最も大きな理由として、子育ての経済的負担の大きさがある。青森市は 2015 年に「子どもの医療費の中学卒業まで無料化（一部所得制限あり）」を実施し、市民から大変喜ばれている。

同様に、「小・中学校の全児童・生徒を対象にした給食費の無料化」を実施されることを心から願い、請願する。

（請願事項）

小・中学校の全児童・生徒の給食費を無料にすること。

学校給食に関する請願（その2）

令和元年11月29日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市橋本1丁目2-25

学校給食の無料化をめざす青森市民の会
和田 力

紹介議員 神山 昌 則
藤原 浩 平

（請願の趣旨）

学校給食は、戦後まもなく子どもの栄養状態の改善を目的に始められ、今日では「食育」として人間の生活の基本である食事・食文化を伝える教育の柱の一つとなっている。

憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする」と明記している。この憲法の本質に立てば、教育の一環である学校給食も、教科書が無償であるのと同じように無料にすることが求められている。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設設備経費と運営経費などは設置者（公立は地方自治体、私立は学校運営者）が負担し、それ以外の経費を学校給食費として保護者が負担することと定められており、青森市は材料費を保護者負担としている。

しかし、文部科学省は、自治体の予算による補助で「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示している。既に青森県内でも7自治体が学校給食費の完全無料化、7自治体が一部無料化を実現している。東青地域内でも今年度から今別町が無料化を実現し、外ヶ浜町では半額、平内町・蓬田村でも一部補助を実施している。青森市と同じ中核市の兵庫県明石市でも、来年4月から中学校の給食無料化が実施される。

また、子育て世代の「理想の子どもの数」より「実際生み育てる子どもの数」が少ないことの最も大きな理由として、子育ての経済的負担の大きさがある。青森市は2015年に「子どもの医療費の中学卒業まで無料化（一部所得制限あり）」を実施し、市民から大変喜ばれている。

同様に、「小・中学校の全児童・生徒を対象にした給食費の無料化」を実施されることを心から願い、請願する。

（請願事項）

県に対して小・中学校給食費の自治体への半額補助の実施を働きかけること。

大野南地区のまちづくり推進に関する請願

令和元年 11 月 29 日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市大野字山下 53—14
大野南地区まちづくり推進協議会
会長 柴 田 義 則

紹介議員 山 本 治 男
 奈 良 祥 孝
 赤 木 長 義

(請願の趣旨)

大野南地区は、平成 8 年に土地区画整理事業の施行を条件として市街化区域に編入されたものであるが、諸般の事情から土地区画整理事業は施行されず、都市計画法による建築制限が課せられているが、宅地の固定資産税は市街化区域として評価され、24 年間徴収されている。(市街化調整区域の 2 倍)

近年、当該地区近傍では、浜田地区や大野地区の土地区画整理事業が完了するや市街化が急激に進展し、現在市内で唯一人口が増加している地域である。このため、沿道業務用地の土地需要が見込まれ、不動産業者による買い付け行為が活発化している。

一般に、市街化区域に編入しての土地区画整理事業は、土地の開発利益が大きく、相当大きな減歩負担であっても合意形成が可能であるが、24 年経過し約 70%が市街化している現状では、大きな減歩率での合意形成は極めて困難である。

このような状況にあつて、組合設立による土地区画整理事業実現のためには、行政の全面的支援(技術的支援及び国の補助事業の活用)が必要である。

これまでの市街化区域編入による税収と今後の開発による税収の伸びを考慮すれば、都市経営的観点から既決定の都市計画の推進は必須である。

以上より、一日も早く当該土地区画整理事業の実現を求めるものである。

(請願事項)

市が全面的に行政支援(技術的支援及び国の補助事業の活用)を進め、当該土地区画整理事業の実現を一日も早く進めること。

特記事項

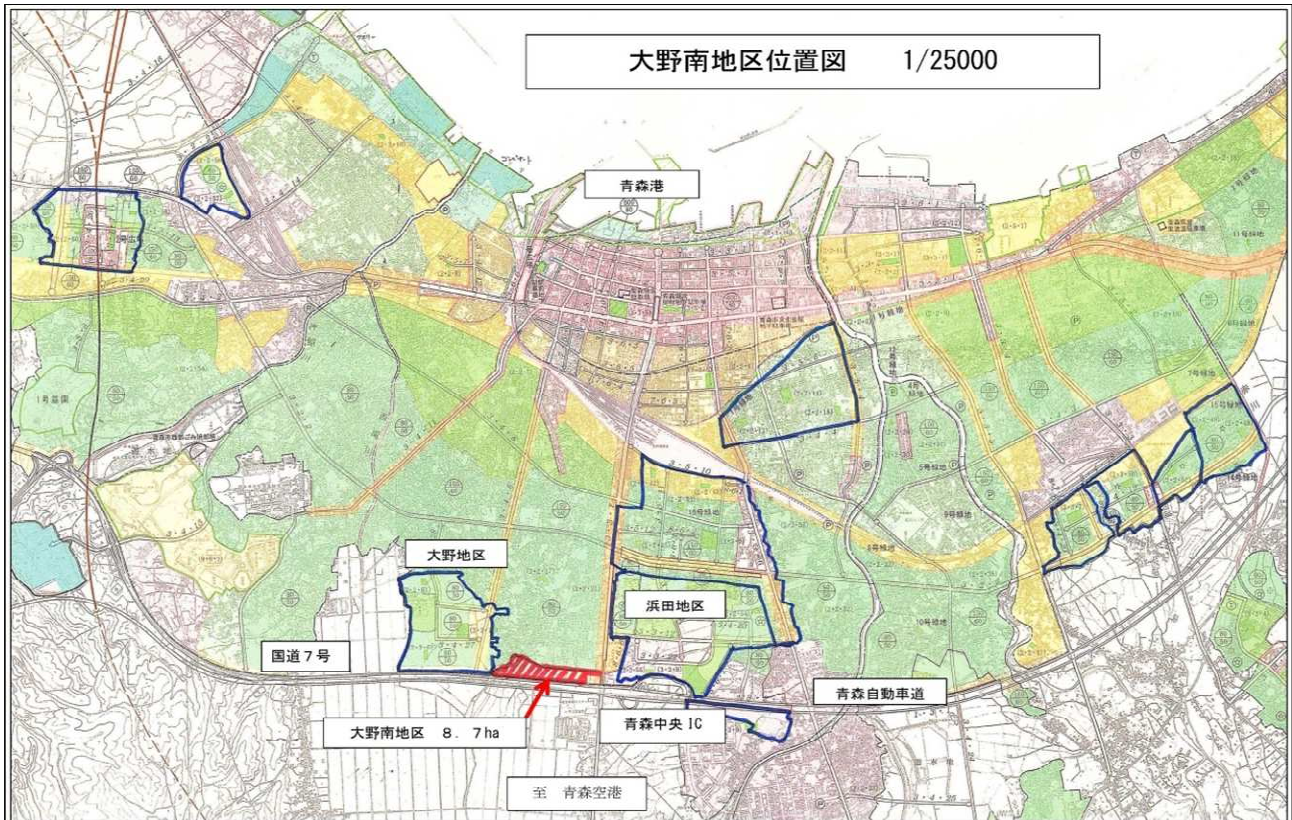
大野南地区の概要

1. 大野南地区の概要

大野南地区は、青森市中心部の南側に位置し、国道7号バイパス（青森自動車道）と県道荒川青森停車場線に囲まれた約8.7ヘクタールの地区である。

平成8年、市街化区域編入後、徐々に宅地化が進み、現在ではおおむね70%が市街化している。土地所有権者は約30名であり借地権者は1名である。

大野南地区位置図



2. 都市計画の状況

大野南地区は、平成8年4月に土地区画整理事業の施行による市街地整備を条件として市街化区域に編入され、現況の都市計画の状況は以下のとおりである。

青森都市計画区域マスタープラン（平成23年8月 青森県決定）
10年以内に整備を進める市街地開発事業
大野南土地区画整理事業 約9ヘクタール

市街化区域（都市計画法第7条第2項）
用途地域（同法第8条第3項）
区画整理区域（同法第12条）
地区計画（同法第12条の四）

この土地区画整理事業は、「青森都市計画事業大野南土地区画整理事業」として施行される公共事業である。